電話相談について

学校と保護者や地域住民との間で生じた、 学校だけでは解決困難な問題についての相談 を受け、解決に向けた助言を行います。

<基本方針>

- ◆子供にとって何が大切かを第一に考え、公平・ 中立の立場で相談に応じます。
- ◆相談者の話をよく聴きます。
- ◆互いの意見・考えの共通点・相違点から、事実関係を整理します。
- ◆互いにできること、できないことをはっきり伝 えます。

学校問題の解決に向けて

~保護者・地域住民の皆様へ~

- 1 意見・要望等は、まずは学校へ御相談ください。
- 2 学校の説明や対応に対して、どうしても納得できないときは、区市町村教育委員会又は東京都学校経営支援センターに御相談ください。
- 3 それでも解決できないときは、学校問題解決サポートセンターに御相談ください。
- ※都内の公立学校を対象にしています。

~学校の先生方へ~

- ○保護者等の話を最初に十分に聴きましょう。
- ○保護者等の心情や真意を十分に受け止めましょう。
- ○保護者等にとって分かりやすい説明をしましょう。
- ○保護者等と十分に話し合い、管理職とも相談のうえ互 いに納得できる具体的な解決策を提案しましょう。
- ○約束したことは速やかに実行しましょう。
- ○対応の進行状況等を保護者等に適宜連絡しましょう。
- ○解決後も、保護者等に連絡し、情報交換と共通理解に 努めましょう。
- ※学校問題は学校全体の問題であるため、まずは管理職から御連絡をお願いします。

学校問題解決サポートセンター

C03-3360-4195

平 日:午前9時から午後5時まで (閉庁日、年末年始を除く)

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 4-6-1 (東京都子供家庭総合センター4階) https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp













東京都教育相談センター







学校問題の解決に向けた相談の流れ

学校で保護者や地域住民との間で生じた解決困難な問題について、一緒に考え、解決に向けた助言を行います。



相談者

保護者·地域住民

- まずは、「学校」へ。
- ② 区市町村立学校の場合「区市町村教育委員会」へ 都立学校の場合「学校経営支援センター」へ。
- ③ ①②の順で相談しても解決できないときは、 「学校問題解決サポートセンター」へ。

区市町村立学校・都立学校(管理職)

- ① 区市町村立学校の場合「区市町村教育委員会」へ都立学校の場合「学校経営支援センター」へ。
- ② 区市町村教育委員会や学校経営支援センターに相談しても解決できないときは、 「学校問題解決サポートセンター」へ。

区市町村教育委員会・学校経営支援センター

学校と対応しても解決できないときは、 「学校問題解決サポートセンター」へ。



学校問題解決サポートセンター

※学校・教育委員会等への指導、教員の処分、調査はできません。



03-3360-4195

平日:午前9時から午後5時まで (閉庁日、年末年始を除く)

学校問題解決支援員(学校管理職経験者)・指導主事が 相談を受け、助言します。

区市町村立学校・都立学校に専門家(弁護士・心理職等)を派遣し、 助言を行う事業もあります。御相談ください。

当事者双方からの申し出があった場合 第三者的機関としての解決策の提示

- ①第三者的機関活用の合意 (当事者双方から、解決に取り組むこと、助言を尊重することの合意を得ます。)
- ②当事者双方からの意見聴取 (専門家等が、当事者双方からの意見聴取と解決策の協議を行います。)
- ③解決策の提示 (専門家等が解決策の調整と解決策の提示を双方に行います。)



専門的視点からの検討を要する場合 専門家等からの助言

相談案件を協議し、専門家等の助言を受け、サポートセンターから、文書等で回答します。

【専門家等】弁護士、精神科医、公認心理師等、警察職員経験者、行政書士、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員代表、保護者代表